

かとう国保だより

“平成30年度から国民健康保険税の医療給付費分の限度額を引き上げます。”

国民健康保険（国保）は、加入者のみなさま（被保険者）が病気やけがをされたときに、安心して医療を受けられるように、国民健康保険税（国保税）を出し合い、みんなで支えあう制度です。国保税の内、医療給付費分の限度額を 54万円から58万円に引き上げました。

平成30年度は国保税率を据置きます。（税率等は平成29年度と同じです。）

| 平成30年度の国保税率表 | | 医療給付費分 全加入者対象 | 後期高齢者支援金等分 全加入者対象 | 介護納付金分 40歳以上65歳未満対象 | |
|--|------------------------|------------------|----------------------|------------------------|--------|
| ① 所得割額 | 被保険者の平成29年中の基準総所得金額に対し | 6.64% | 2.62% | 2.10% | |
| ② 均等割額 | 被保険者1人ごとに | 26,600円 | 9,900円 | 10,200円 | |
| ③ 平等割額 | 1世帯ごとに | A、B以外の世帯 | 21,500円 | 7,600円 | 6,000円 |
| | | A 特定世帯 | 10,750円 | 3,800円 | |
| | | B 特定継続世帯 | 16,125円 | 5,700円 | |
| ①②③の合計額が1年間の国保税額です。 ※ただし、右の賦課限度額を超えることはありません。 | | <u>58万円</u> | 19万円 | 16万円 | |

※「基準総所得金額」とは・・・平成29年中の総所得金額から33万円（基礎控除）を控除した金額

※「特定世帯」とは・・・国保に加入している方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、被保険者が一人だけになった世帯
介護納付金分を除く平等割額を最大5年間、2分の1に減額します。

※「特定継続世帯」とは・・・特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯
介護納付金分を除く平等割額を最大3年間4分の3に減額します。

国保税の軽減等について

（平成30年度も引き続き5割、2割軽減の対象を拡大します）

◆低所得者に対する軽減（申請は不要です）

前年の所得が一定基準以下の世帯の均等割額及び平等割額を7割、5割、2割軽減するものです。

＜7割軽減該当世帯＞ 世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得金額が33万円以下の世帯

＜5割軽減該当世帯＞ 世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得金額が

33万円+27.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯

＜2割軽減該当世帯＞ 世帯主及び国保加入者の前年中の合計所得金額が

33万円+50万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下の世帯

注）1.軽減の判定は、世帯主（擬制世帯主を含む）及び国保加入者全員と特定同一世帯所属者の所得金額が対象です。

2.特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に移行され、国保の資格を喪失した方です。

◆非自発的失業者に対する軽減（申請が必要です）

この制度は、勤務先の会社の都合により離職（倒産、解雇等の事業主の都合による離職）を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者、または特定理由離職者（特定の理由による自己都合で離職された方）について、国保税の計算並びに高額療養費等の所得区分判定において、**給与所得を30/100に軽減して算定する**ものです（ただし、給与所得以外は100/100で算定）。以下の軽減措置適用条件に該当される方は、保険医療課で申請してください。

【軽減措置適用条件】

- 国保加入者で、離職時点で65歳未満であること。
- 雇用保険受給資格者で、離職理由コードがNo.11、12、21、22、23、31、32、33、34であること。
- 該当者の保険税額算定の基準となる年の給与所得があること。

【軽減期間】 離職日の翌日から翌年度末までの期間

【申請に必要なもの】 ① 雇用保険受給資格者証 ② 印鑑

※ 軽減が適用される場合は、申請月の翌月以降に税額の更正通知をお送りします。

年度途中の加入・脱退の場合

年度の途中で国保に加入された場合は、資格取得された月から月割りで計算します。
また、年度の途中で脱退された時は、資格喪失された月の前月までの月割りで計算します。

○ 途中加入の場合／（年間国保税額÷12）×資格取得した月から3月末までの月数

○ 途中脱退の場合／（年間国保税額÷12）×4月から資格喪失月の前月までの月数

◎その他、災害等に関する減免制度もありますので、お問い合わせください。

社会保険など他の健康保険に加入した場合は、保険医療課へ届け出てください。

国保税の納税について

世帯主が納税義務者です

国保に加入していない世帯主であっても、世帯に国保加入者がいる場合には、世帯主に国保税が課税されます。

◆普通徴収の納期

年税額を8回に分けて、納付していただきます。年度途中の加入の場合は、届出をした翌月以降の納期回数で納付してください。

1年分の税額を前納される場合は、全期分の納付書で一括納付してください。

◆国保税がコンビニエンスストアで納付できます。

(注) 期別の税額が同じでも、誤った納期の納付書で納付されますと、督促状が發送される場合がありますので、納期の誤りがないようご注意ください。なお、コンビニ利用期限を過ぎますと、コンビニエンスストアでの納付はできません。

*** 平成30年度の納期限……納税は、納め忘れのない口座振替制度をお勧めします。**

| 期別 | 月日 | 期別 | 月日 | 期別 | 月日 | 期別 | 月日 |
|----|--------|----|--------|----|---------|----|---------|
| 1期 | 7月31日 | 2期 | 8月31日 | 3期 | 10月1日 | 4期 | 10月31日 |
| 5期 | 11月30日 | 6期 | 12月25日 | 7期 | 翌年1月31日 | 8期 | 翌年2月28日 |

◆特別徴収(年金からの天引き)について(次の条件を満たす方が対象です。)

- ① 世帯主が国保加入者であること。
- ② 世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であること。
- ③ 1年間に受け取る年金額が18万円以上であること。
- ④ 介護保険料が特別徴収であること。
- ⑤ 国保税と介護保険料を合わせた額が年金額の1/2を超えていないこと。

特別徴収から普通徴収への切替手続

年金からの天引きで納付するのではなく、口座振替による納付を希望される場合は、「国保税納付方法変更申出書」を提出してください。

特定健診(個別健診)を受けましょう

特定健診は、40歳から74歳までの国保被保険者を対象とした基本健診のことで、生活習慣病の予防を目的に、身長、体重、血圧などの基本項目を検査します。まちぐるみ総合健診で特定健診を受けていない方は、下記の間ドック若しくは加東市・小野市内の医療機関で個別健診を受診してください。個別健診は、7月から12月25日まで受診できます。

料金は1,000円です。ただしH31.3.31年齢基準で40,45,50,55,60,65,70歳の方は無料です。

人間ドック受診費用の助成について

国保加入者を対象に、健康の保持増進及び疾病の早期発見・早期治療の推進を図るため、人間ドック受診費用の一部を助成しています。

対象者 以下のすべてを満たす方

- ① 加東市国民健康保険に加入している方
- ② 住民税その他市の債権に係る徴収金を滞納していない方
- ③ 国民健康保険税を滞納していない世帯に属する方
- ④ 人間ドック受診日の属する年度内に加東市健康診査(まちぐるみ総合健診での特定健診及び個別健診)を受診していない方
- ⑤ 受診した健診結果を特定健診に係る事業に提供することを承諾する方
※ 健診結果につきましては、個人情報保護をうけて、特定健診に係る事業に利用させていただきます。

確定申告・住民税申告が必要です。

国保税額の算定、税額の軽減適用及び高額療養費の給付額の決定等のためには、世帯主及び国保加入者全ての方の所得情報が必要ですので、収入の多少に関わらず必ず確定申告又は住民税申告をしてください。

助成内容

- **加東市民病院**で受診する場合(受診費用 37,800円)
1日人間ドック
助成金額: 27,000円 (自己負担額 10,800円)

申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・認印
- ・届出者の本人確認書類

- **加東市民病院以外**で受診する場合(受診費用は各施設へお問い合わせください)
1日人間ドック
助成金額: 受診費用の1/2(上限 18,000円)

1泊2日人間ドック
助成金額: 受診費用の1/2(上限 30,000円)

申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・認印
- ・届出者の本人確認書類
- ・領収書
- ・受診者の口座がわかるもの
- ・健診結果表

【お問い合わせ先】 ※詳しくは、次の担当課までお問い合わせください。

- ① 国保の加入や脱退の手続き、人間ドック受診費用の助成に関すること・・・**保険医療課**【電話: 43-0500(直通)】
- ② 国保税に関すること・・・**税務課**【電話: 43-0397(直通)】